

スマイル
住ま居る 応援制度



制度の目的

この制度は、緊急経済対策の一環として、また市民の住環境の向上と併せて定住化の促進を図るために、住宅の改修工事や新築工事を応援する制度です。

制度の概要(メニュー)

- ① **住宅の改修工事(住宅の修繕・補修等住環境の向上を応援)**
 市民の皆さんが市内の建築関連業者の施工により住宅の改修工事を行なった場合にその費用の一部を助成します。
 対象工事金額は20万円以上(税込)で、補助率10%です。ただし、補助金の上限は20万円です。(千円未満の端数は切り捨て)
- ② **耐震化付帯工事(住宅の耐震補強促進を応援)**
 昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅で、市の耐震診断を受診し市内の建築関連業者の施工で「安曇野市住宅耐震補強工事補助金」の交付を受ける住宅で、当該補助金の対象工事以外の改修工事を行なった場合にその費用の一部を助成します。
 対象工事金額は50万円以上(税込)で、補助率20%です。ただし、補助金の上限は30万円です。(千円未満の端数は切り捨て)
- ③ **新築住宅の取得(若年層の定住促進を応援)**
 45歳以下の方※1が、自ら居住するために市内の建築関連業者の施工で戸建住宅を建築する場合、又は市内の建築関連業者が建築した建売住宅を購入する場合、50万円を助成します。ただし、建築価格あるいは建物の購入価格が500万円以上(税込)で、住宅の居住用の延床面積が50㎡以上280㎡以下の住宅です。
 ※1: 住宅の建築又は購入の契約締結時の年齢が満45歳以下の方。

補助概要

メニュー	メニュー① 住宅の改修工事	メニュー② 耐震化付帯工事	メニュー③ 新築住宅の取得
補助内容 対象工事金額 工事請負契約書 等で確認できる 金額(税込)	20万円以上	耐震補強工事費 以外の工事費が 50万円以上あ ること	500万円以上
補助金額 (計算で千円未満の 端数がでた場合は切 り捨て)	対象工事金額× 10%	対象工事金額× 20%	50万円
補助上限金額	20万円	30万円	50万円

申請できる人(補助対象者)

- ・安曇野市に住民登録又は外国人登録をしている方
(住宅取得する場合は建物の引渡し後に取得した住宅に住民登録又は外国人登録をする方。)
- ・市税等に滞納のない方
(市税等とは市民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、下水道事業受益者負担金、下水道受益者分担金を指します。)
- ・新築住宅の取得をご希望の方は契約時の年齢が満45歳以下の方
- ・一人の方の申請できる回数は、事業期間中1回のみです。

対象となる住宅

- ・補助対象者が居住する住宅
- ・店舗等の併用住宅は、補助対象者が居住する部分
- ・集合住宅の場合は、自己の専用部分(住宅取得事業は使えません)
- ・住宅取得の対象は、市内建築関連業者が建築した住宅に限ります。

対象となる工事

- ・平成23年10月1日以降に着工する工事
- ・住ま居る(スマイル)応援制度工事店登録の業者が施工する工事
- ・住宅の改修工事の内容が数種に及ぶ際は、工種毎の施工を市内の建築関連業者が行なうことが必要です。(登録店以外の行なう工事は対象金額から差引きます。)
- ・最低工事金額が補助概要に記す対象工事金額以上の工事
- ・住宅の改修工事、耐震化付帯工事は平成25年3月31日までに工事が完成し、工事代金の支払いができる工事
- ・新築住宅の取得は、延床面積が50㎡以上280㎡以下の住宅で平成26年3月31日までに申請者の所有となる登記が完了できる工事
- ・1件の住宅に対し申請できる回数は事業期間中1回のみです。

用語の説明

住宅：台所、便所、浴室及び居室を有し、利用上の独立性を有するものをいい、専ら自己の居住の用に供する建物(店舗、事務所、賃貸住宅等と併用する建物を含む。)

建築関連業者：住宅に関係する各種工事を請け負える、市内に本店のある会社又は安曇野市に住民登録している個人事業主で、住ま居る(スマイル)応援制度工事店として登録された方。

住宅の改修工事：自らが居住し生活している建物の機能、性能、安全性、耐久性、居住性等を維持向上させるために行う修復、改善又は増改築に係る工事で、住ま居る(スマイル)応援制度工事店が施工する工事。

対象工事金額：建築関連業者と契約する金額です。ただし、他の住宅に関する補助金の交付を受けて施工する部分や、解体工事費、住宅本体以外の工事費などを差引く場合があります。詳しくは商工労政課までお尋ね下さい。

補助金の申込みから受取まで【住宅の改修工事・耐震化付帯工事の場合】

「住ま居る（スマイル）応援制度工事店」が施工する住宅の改修工事、耐震化付帯工事を行なう方に予算の範囲内で補助金を交付します。

① 申込み（商工労政課窓口）

補助金交付申請書に必要事項を記入し、次の書類を添付して工事着手予定日の30日前までに申込みます。

【住宅の改修工事・耐震化付帯工事】

- ・対象住宅の案内図
- ・対象工事の見積書の写し
- ・対象工事の平面図（工事箇所が住宅のどの部分かわかる図面）
- ・工事着手前の写真
- ・個人情報確認同意書
- ・他の制度、補助を利用し計画する場合はその申請書の写し
- ・その他必要となる書類

② 補助金交付決定通知（商工労政課⇒申請者）

申請書類の審査が完了した後、補助金の交付の可否を文書で通知します。

③ 工事着工

交付決定通知書を確認してから住ま居る（スマイル）応援制度工事店と契約し工事に着工してください。※交付決定前の施工は認められません。

④ 工事完了及び実績報告（申請者⇒商工労政課）

工事が完成し、工事代金の支払いが済みましたら実績報告書に次の書類を添付し、工事代金支払い後30日以内又は平成25年3月31日までのいずれか早い日までに提出してください。

【住宅の改修工事・耐震化付帯工事】

- ・補助対象工事に係る契約書の写し
- ・契約を交わした建築関連業者が発行した請負代金の領収書
- ・工事着手前と対比できる工事の完成写真

⑤ 補助金確定通知（商工労政課⇒申請者）

報告の内容を審査し、補助金の額を確定し申請者に文書で通知します。

⑥ 補助金交付請求及び補助金交付（受取）

補助金交付請求書をご提出ください。指定された口座に振り込みます。

※工事に着手してから工事内容を変更する場合あるいは工事を中止する場合は承認が必要です。必ず商工労政課までご連絡ください。

補助金の申込みから受取まで【新築住宅の取得の場合】

平成23年10月1日以降、「住ま居る（スマイル）応援制度工事店」が建築工事を行なう延床面積が50㎡以上280㎡以下の住宅を取得し、平成26年3月31日までに申請者の所有となる登記が完了できる方に予算の範囲内で補助金50万円を交付します。ただし、契約時の年齢が満45歳以下の方が対象です。

① 申込み（商工労政課窓口）

補助金交付認定申請書に必要事項を記入し、次の書類を添付して申込みをし、制度を満たしているかの審査を受けます。

審査を受けるのに必要な書類

- ・対象住宅の案内図
- ・対象工事の工事請負契約書の写し（申請者が施主となって新築する場合）
- ・住宅売買契約書の写し（申請者が建売住宅を購入した場合）
- ・対象工事の建築確認申請書副本の写し
- ・申請者の住民票又は登録原票記載事項証明書

② 事業認定（商工労政課⇒申請者）

提出された申請書を審査し、適当と認めた場合事業認定し、文書で通知します。

③ 補助金交付申請（申請者⇒商工労政課）

新築住宅取得の登記完了後、次の書類を添付して申請します。

申請するのに必要な書類

- ・対象住宅の案内図
- ・契約を交わした業者が発行した請負代金の領収書
- ・登記が完了したことが確認できる書類
- ・対象工事の建築完了検査済証副本の写し
- ・申請者の住民票又は登録原票記載事項証明書（取得した建物へ登録となったもの）
- ・その他必要となる書類（個人情報確認同意書）

④ 補助金交付決定通知（商工労政課⇒申請者）

申請書類の審査が完了した後、補助金の交付の可否を文書で通知します。

⑤ 補助金交付請求及び補助金交付（受取）

補助金交付請求書をご提出ください。指定された口座に振り込みます。

補助金の計算例

例 1

対象工事が50万円のトイレの水洗化工事を行なう場合

	対象工事費		補助率		補助金額
メニュー1	50万円	×	10%	=	5万円

例 2

対象工事が205万円のトイレの水洗化工事と浴室・台所の改修工事を行なう場合

	対象工事費		補助率		補助金額
メニュー1	205万円	×	10%	=	20万円(上限額を超えたため計算上の20万5千円にはなりません)

例 3

耐震補強工事と併せて、トイレの水洗化工事を計画した。
見積額は、総額200万円で耐震補強分は150万円となった

	対象工事費		補助率		補助金額
メニュー2	200万円 - 150万円 = 50万円	×	20%	=	10万円

例 4

耐震補強工事と併せて、内装の模様替えを計画した。
見積額は、総額195万円で耐震補強分は150万円となった。

	対象工事費		補助率		理由
メニュー2	195万円 - 150万円 = 45万円	×	非該当	=	住宅改修に係る費用が50万円未満のため非該当

例 5

耐震補強工事と併せて、内装の張替えを計画した。
見積額は、総額355万円で耐震補強分は150万円となった。

	対象工事費		補助率		補助金額
メニュー2	355万円 - 150万円 = 205万円	×	20%	=	30万円(上限額30万円を超えたため計算上の41万円にはなりません)

上記例4、例5ともに安曇野市住宅耐震補強工事補助金は受け取ることが出来ます。

施工例	工 種	判定	特記事項	
メ ニ ュー 1	1	屋根のふき替え・塗装・断熱等の工事	○	
	2	屋上等の防水、修繕工事 バルコニーの設置、修繕工事	○	
	3	外壁の補修・塗装・断熱・防音等の工事	△	景観計画区域内での工事には届出が必要な場合もあります。
	4	窓ガラス取換え、内窓増設等の工事	○	
	5	雨戸の設置、網戸の修繕・取替え工事	○	
	6	玄関等出入口の補修・付替え	○	
	7	土台、基礎の補修工事	△	(耐震補強工事以外の工事)
	8	内壁、床、天井等内装材の補修・張替え・断熱工事	△	(耐震補強工事以外の工事)
	9	間仕切壁の新設・撤去工事	△	(耐震補強工事以外の工事)
	10	建具の修繕・設置・襖の張替え	○	
	11	畳の取換え・表替え	○	
	12	作り付け家具工事	○	
	13	台所、風呂、トイレ等の改良・付替え工事	○	
	14	住宅改修にかかわる下水道の付替え、宅内配管、電気の引き込み工事	○	
	15	給排水設備、冷暖房、換気システム、給湯器等の設置・交換工事	△	安曇野市ペレットストーブ導入促進事業補助金及び製品のみの購入費は対象外
	16	大型テレビ等電化製品の取付工事	△	製品のみ購入は対象外、設置工事費が対象
	17	防犯、防火用設備の設置工事	△	製品のみ購入は対象外、設置工事費が対象
	18	段差解消、手すりの設置、転倒しにくい床材への変更等バリアフリー工事	△	安曇野市介護保険規則第15条居宅介護住宅改修事業等の交付対象工事以外の工事が対象
	19	太陽熱利用、風力・水力・地熱発電等の自然エネルギー利用設備	△	住宅太陽光発電システム設置補助等の交付対象工事以外の工事が対象
	20	増築・改築を目的とした既存建物の撤去工事	×	撤去工事は対象外(ただし、改修工事箇所解体撤去処理費は対象です。)
	21	住宅と別棟の倉庫、車庫、物置の工事費	×	住宅本体以外は対象外
	22	造園、門扉、ブロック塀等の外構工事	×	住宅ではないので対象外
	23	住宅付属機器類等の点検補修及び清掃	×	通常の維持管理にあたり、改修工事ではないため

